

共同親権 離婚後に選択可

法制審要綱案 対立時は家裁判断

家族法制の見直しを検討してきた法制審議会(法相の諮問機関)の部会は30日、離婚後も父母双方の親権を認める「共同親権」を選べるようにする民法改正の要綱案をまとめた。父母の協議で単独親権か共同親権かを選び、折り合わない場合は家庭裁判所が定める。政府は通常国会に関連法案を提出する方針。

▼2面の子の利益は厚生労働省の調査によると、未成年の子がいる夫婦の離婚件数は年間約10万件、親の離婚を経験した子は約20万人。法案が成立すれば、単独親権に限ってきた現行制度か

■要綱案の主なポイント

親権

- ◆父母が合意すれば、離婚後にも共同親権を選べる
- ◆合意できなければ、家裁が親権者を定める。家庭内暴力などがある場合は単独親権とする
- ◆親権者を定めた後も、家裁の判断で変更できる

養育費

- ◆差し押さえをしやすくするため、他の債権に優先する「特権」を与える
- ◆父母間の取り決めがなくても、最低限の「法定養育費」を請求できるようにする

面会交流

- ◆家裁が試行的な面会交流を促せるようにする

らるの大きな転換となる。ただ、父母の力関係によつて片方が共同親権を強いられたり、家庭内暴力(DV)や虐待が離婚後も続いたりすることへの懸念は根強い。導入の可否をめぐる議論では、こうした懸念への対策が焦点となりそうだ。

要綱案は、父母は婚姻関係の有無に関わらず、子に関わることにについては、子の利益のため、互いに人格を尊重し、協力しなければならぬと明記。離婚後も双方が子の成長に責任を持つ必要があることから、現行の民法で「婚姻中は父母が共同して行う」と定められている親権を、婚姻中に限らず、離婚後も双方が持つようにした。

離婚件数の9割近くを占める協議離婚では、父母間の協議で親権者を定める。合意できない場合は、裁判離婚では、家庭裁判所が親子や父母の関係の懸念は根強い。導入の可否をめぐる議論では、こうした懸念への対策が焦点となりそうだ。

要綱案は、父母は婚姻関係の有無に関わらず、子に関わることにについては、子の利益のため、互いに人格を尊重し、協力しなければならぬと明記。離婚後も双方が子の成長に責任を持つ必要があることから、現行の民法で「婚姻中は父母が共同して行う」と定められている親権を、婚姻中に限らず、離婚後も双方が持つようにした。

このほか養育費を確保するため、差し押さえをしやすくしたり、離婚時の合意や協議がなくても一定額を請求できるようにしたりする仕組みや、面会交流の可否などを争う手続き中、家裁が必要に応じて試行的な交流を促せる制度も盛り込まれた。

すでに離婚した夫婦も対象とするかは明記しておらず、今後の検討課題になるとみられる。

(久保田一博)

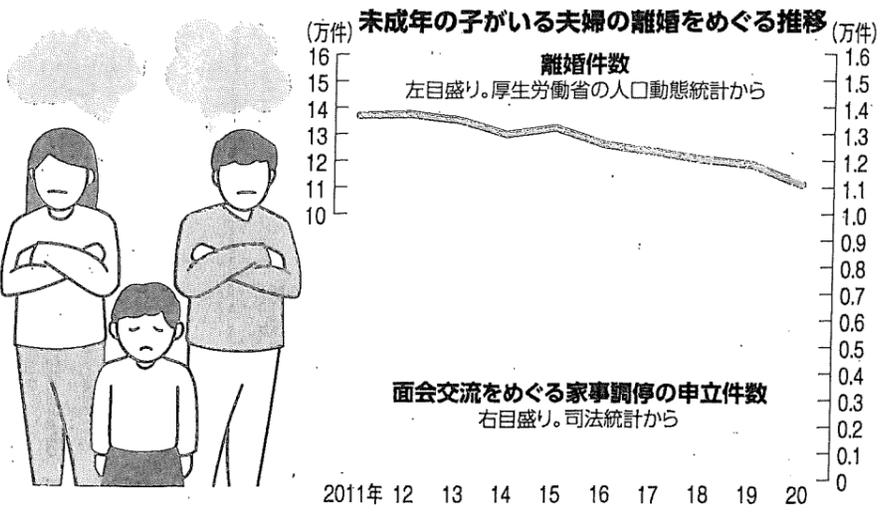
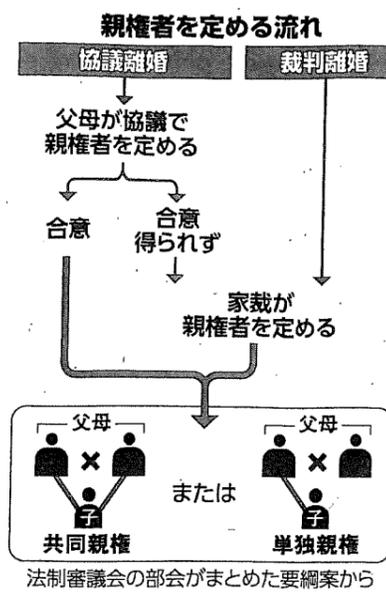
共同親権の導入 探る「子の利益」

離婚後にも父母双方の「共同親権」を選べるようにする民法改正の要綱案が30日、法制審議会の部会でまとまった。親が離婚した未成年の子は毎年約20万人に上る。「子の利益」にかなう親子の形とは――。(久保田一博、伊藤和行) ▼1面参照

法制審の要綱案

時時刻刻

現行法では、父母のうち一方を親権者と定めなければ離婚できない。要綱案は、このルールの見直しを提言した。
まず、父母の協議で、離婚するかどうかを決める。離婚に合意すれば、次に、父母のうち一方の単独親権にするか、双方



いちからわかる。親権とは？

親権協議と離婚 分離が可能に DV発覚なら「単独」に変更も

〇 対立の渦中に子どもを置くことになるとして、父母の合意ができた場合に限定するべきだとする意見があった。一方、父母の合意を条件にすれば、子と同居する側が「事実上の拒否権」を持つことになり、対立を助長するおそれがあるという指摘もあった。
要綱案は、家裁が親権者を定める際、子の利益のため、父母と子の関係や父母の関係などを考慮して判断することとし、

日常生活・緊急時は合意なし可

要綱案によれば、離婚後に共同親権となった場合、子をめぐり意思決定は原則、父母が話し合っで決める。たとえば、子が住む場所や、どの高校に進学させるか、子が相続した土地を処分するかどうか――などだ。
一方、身の回りの生活の世話については、片方の親だけでも決められるとした。日常的な子の食事や衣服をどうするかや、習い事をさせるかなどが想定される。あらゆることに両親の合意を求めると時間がかかり、子のためにならないという考え方に基づいた。
父母の見解が対立した場合、家裁が判断する。ただ、家裁の判断を待たずに間に合わないケースもある。そうした「急迫の事情」がある場合、機を逃すことで子の利益を害するおそれがあるため、例外的に片方の親だけでも決められることにした。
部会の議論では、緊急に必要な子の手術や、入学試験の合格発表から短期間で入学手続きを行わなければならない場合などが「急迫の事情」として挙げられた。
また、DVや虐待があれば「急迫の事情」と位置づけ、被害を受けた側が子を連れて避難し、子に関して自分だけで決められるようにした。
民法に関する法制審の部会の要綱案は、全会一致でまとめられることが多いが、この日は賛成多数で決定した。採決に参加した21人の委員のうち、3人が反対した。

生活の世話や財産の管理。権利に加え義務も指す

Q そもそも親権とは。 A 未成年の子を育てる親の権利だけでなく、義務のことも指す。民法で定められ、身の回りの生活の世話(監護)や教育をする「身上監護権」と、子の財産を管理し、契約行為などを代理する「財産管理権」があることされる。
戦前の民法は親権者について、父母が結婚しているかどうかに関わらず、原則として父親と定めていた。1947年の法改正で、結婚している間の親権者は父母双方とし、離婚した後の親権者は父母のどちらかに定めるとされた。
Q 離婚後は単独親権と定められている理由は。 A 47年の法改正当時は、離婚した父母が共同で子に関

別居親「立場の差なくして子と会いたい」

調停5年超「夫から暴言、隠れているのに」

「法改正(への期待)が心の支えになっている」と、DVの被害者から「家裁法制は国民がわかっている関係するもの」を重視し、

別居親「立場の差なくして子と会いたい」

「法改正（への期待）が心の支えになっている」。「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク（親子ネット）」の会員の女性（48）は、法制審の部会が開かれた法務省の前でそう話した。

女性は息子（10）が6歳の時に離婚した。息子との面会は4カ月に1回、元夫に監視される中で15分しか許されず、当日に突然拒否されることもあるという。「息子とまともな会話もできていない。共同親権を持てるようになれば親権の有無で立場に差がなくなり、もっと普通に交流できると思う」と歓迎した。

親子ネットは2008年、離婚などで子どもと別居する親たちで設立された。親権者の意向で子どもと会えなくなった別居親は少なくなく、DV加害者が子

どもを確保して親権者となり、被害者が子育てから排除されることもあるという。

22年に会員ら474人が回答したアンケートでは、調停合意や公正証書など公的書類で子どもとの交流を取り決めた225人のうち、7割が「全く実施されていない」「取り決め以下の実施」と回答したという。

部会終了後、親子ネット代表で、部会委員を務めた武田典久さん（56）は「（子どもに会えないことを悲観して）毎年、数人の当事者が自死している。今回のとりまとめで、離婚しても双方が子の養育にきちんと責任を持つ仕組み作りの入り口に入った」と話した。（杉原里美）

調停5年超「夫から暴言、隠れているのに」

「家族法制は国民だれもが関係するもの。慎重な議論を」。共同親権の導入に反対するNPO法人全国女性シェルターネット事務局長の山崎友記子さんは、法務省前の集会で声を上げた。

夫と5年以上、離婚調停が続く30代の女性も参加。「子どもに障害があるのはお前の責任」などと言われて別居したという。共同親権となれば、子の転居などに別居親の同意が必要となる。「夫が怖くて隠れて生活している。共同親権になったら安定した生活はできず、『死ね』といわれるのと同じ」と訴えた。

要綱案では、DVや虐待などのケースは共同親権から除外されるとしているが、立証が必要となり、ハードルが高いのではないかと声が上がった。女性

は「DVの証拠を出せと言われても用意できない。共同親権になるのではないかと思うと、恐怖だ。話が通じない夫と何かを決めることはできない」と不安を口にした。

離婚して小学生を育てる40代の女性も、危機感を語った。「とにかく離婚できればと逃げていた被害者が、避難や離婚をあきらめることになる」

要綱案に反対した委員の一人、お茶の水女子大学名誉教授の戒能民江さんは「子どもの利益のため、『急迫の事情』がある場合は共同親権の例外とされたが、狭すぎて実情と合わない」と指摘。子連れで別居した親が違法とされかねないと懸念を示した。

（編集委員・大久保真紀）